議案名	富士見市職員の育児休業等に関する条例及び富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、富士見 市職員の育児休業等に関する条例及び富士見市職員の勤務時間、休 日及び休暇に関する条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	第1条関係 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ① 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、今後の任用について 「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること 及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが 明らかである場合は育児休業が取得できなかったものを、「子 の出生日から57日以内に育児休業をしようとする場合」に限 り、「子が1歳6か月に達する日まで」の期間を、「子の出生日から57日まり6月を経過する日」までに短縮し、取得要件を緩和 ② 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達 日及び2歳到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、 特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備 ③ 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除 ④ 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期付職員について、任期の更新等があった場合の規定を明文化 第2条関係 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正
施行日	期間を子が「出生後8週間を経過する日まで」であったところを、「1歳に達する日まで」に拡大 令和4年10月1日

新

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
 - (2) 富士見市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第 4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
 - (3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員
 - (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
 - イ 次のいずれかに該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」とい

旧

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
 - (2) 富士見市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第 4条第1項及び第2項の規定により引き続いて勤務している職員
 - (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員 以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。) (

第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳

- __に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
- イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する 子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」とい

- う。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削除)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

う。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日と された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とさ れた日) において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非 常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新さ れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、 当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間 の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日とされた日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情に該当するときはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日がある場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該予の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- 3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- <u>ウ</u> 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な 勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当 する場合

採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

(新設)

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする 地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地

方等育児休業をしている場合

工 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職 員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が 当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の 期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場 合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から</u> 2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のい ずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業を している場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び 第3号に掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事 情に該当するときは第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。
 - (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員 の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方 等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされ た日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとす る場合
 - (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
 - (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

(新設)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から 2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到 達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該 当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非 常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に 引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続 き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場 合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(新設)

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の 期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削除)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
 - (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことに より当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子 が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定による 請求に係る家事審判事件が終了した場合 (特別養子縁組の成立の審判が 確定した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第2 7条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

に該当する場合

(新設)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
 - (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定による 請求に係る家事審判事件が終了した場合 (特別養子縁組の成立の審判が 確定した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第2 7条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより 当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了し たこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(削除)

- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規 定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより 当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了し たこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しく は精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業 の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態 に回復したこと。
- (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る 子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過した こと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休 業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任 命権者に申し出た場合に限る。)。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- <u>(7)</u> 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規 定に該当すること。
- (8) その任期

の末日を育児休業

の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を

更新され、又は当該任期の満了後<u>引き続いて特定職に</u>採用されることに伴い、当該<u>有児休業に係る子について、当該更新</u>前の任期の末日の翌日又は当該採用の 日を育児休業の期間の 初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第4条~第9条 (略)

(部分休業の承認)

- 第10条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。 以下同じ。)の承認は、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員 (再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあって は、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおい て、30分を単位として行うものとする。
- 2 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項第6 号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の

の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が</u>更新され、又は当該任期の満了後<u>に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期</u>

の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の 初日とする育児休業をしようとすること。

(新設)

第4条~第9条 (略)

(部分休業の承認)

- 第10条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。 以下同じ。)の承認は、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員 (再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあって は、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおい て、30分を単位として行うものとする。
- 2 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項第6 号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業 の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の

承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で、行うものとする。

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)新旧対照表

新 (特別休暇) (特別休暇) 第14条 (略) 第14条 (略) 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期 間、特別休暇を受けることができる。 間、特別休暇を受けることができる。 $(1) \sim (15)$ (略) $(1) \sim (15)$ (略) (16) 妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠 (16) 妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠 の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過 の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過 する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就 する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就 学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これ 学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これ らの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当 らの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当 該期間内における5日の範囲内の期間 該期間内における5日の範囲内の期間 $(17) \sim (22)$ $(17) \sim (22)$ (略)